

和歌山県水泳連盟個人賛助会員(サポーター制度)規定

第1条 目的

この制度は、別に規定する和歌山県水泳連盟(以下、本連盟とする)の目的に賛同し、本連盟を積極的に支援する個人の賛助会員(以下、会員とする)に対し、本連盟および加盟団体の主催競技会において、以下に定める便宜を供与することにより、会員相互の親睦と競技会の円滑な運営を通じて、広く水泳競技の普及および発展に資するものとする。

第2条 会員資格

別に規定する本連盟の目的に賛同する個人は、所定の手続きにより個人賛助会員となることができる。

- 2 会員資格を得ることができるのは個人とし、法人はこれを得ることができないものとする。

第3条 会員資格の喪失

会員は、各事業年度の4月1日から翌年3月31日まで、その資格を保有する。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て除名することができる。
 - (1) 会員が本連盟の名誉をき損したとき
 - (2) 会員が会費の納入を怠ったとき
 - (3) その他、本連盟が会員とすることが不適切であると判断したとき

第4条 入会および年会費の納入

会員となることを希望する者は、所定の手続きにより申し込み、1口10,000円の年会費を納入するものとする。

- 2 賛助会員1名につき1名の家族会員を追加することができる。家族会員の年会費は3,000円とする
- 3 入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ることとする
- 4 年会費の納入は入会時に納入するものを除き、毎事業年度開始より60日以内に納入するものとする

第5条 会員への便宜

本連盟は、主催競技会において会員に以下の便宜を供与するものとする。

- (1) 会員1名につき1台の秋葉山公園県民水泳場の駐車場
 - (2) 大会プログラム1部
 - (3) 観覧スタンドでの撮影許可
 - (4) 会員1名につき1席の専用観覧席
 - (5) 決勝スタートリスト
 - (6) 会員証ホルダー
- 2 前項(1)および(2)は、家族会員にはこれを供与しない。
 - 3 前項(3)は会員証を首からかけるなど見えるところに呈示することにより、撮影許可証に代わるものとする。

第6条 退会

本連盟から退会しようとするものは、所定の手続きを経て退会することができる。退会する場合において、既に納入した会費の払い戻しは一切行わないものとする。

第7条 免責事項

本連盟は、会員が被ったいかなる損害に対しても賠償責任を負わないものとする。

第8条 定めなき事項

本規定に定めなき事項が生じた場合は、本連盟と会員は本連盟の趣旨に従い、誠意をもって協議の上
解決にあたるものとする。

(附則)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。